岩手県告示第319号

漁港漁場整備法の規定に基づく放置等を禁止する区域及び物件の指定(平成14年岩手県告示第689号)の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前					改正後				
	_								
漁港名	所在地	指定区域	指定物件		漁港名	所在地	指定区域	指定物件	
[略]				[略]					
根白漁港	[略]	東防波堤、東防波堤	[略]		根白漁港	[略]	東防波堤、東防波堤	[略]	
		南端西側角と <u>南第</u>					南端西側角と <u>内港</u>		
		1 防波堤東端南側					第1防波堤西端南		
		<u>角</u> を結ぶ直線、南第					<u>側角</u> を結ぶ直線 <u>、内</u>		
		1 防波堤及び陸岸					港第1防波堤、南第		
		によって囲まれた					1 防波堤及び陸岸		
		別図に示す水域					によって囲まれた		
							別図に示す水域		
							南第2防波堤、西第	漁船以外	
							1 防波堤、西第1 防	の船舶	
							波堤北端西側角と		
							西第2防波堤南端		
							西側角を結ぶ直線、		
							西第2防波堤及び		
							陸岸によって囲ま		
							れた別図に示す水		
							域		
[略]					[略]				
備考 「別図」は、省略し、岩手県農林水産部漁港漁村課					備考 「別図」は、省略し、岩手県農林水産部漁港漁村課				
<u>及び所管地方振興局水産部</u> に備えておいて縦覧に供す					並びに所管広域振興局水産部及び水産部水産振興セン				
る。					<u>ター</u> に備えておいて縦覧に供する。				
i考 改正部分は、下線の部分である。									